

第九十六号議案

江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年十一月二十七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和二十六年四月江戸川区条例

第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「百分の百八十四」を「百分の百九十四」に、「百分の百六十

三」を「百分の百七十八・五」に改める。

別表（）中「第二条」の下に「、第五条」を加え、同表区長の項中「一、一四五、
〇〇円」を「一、一五八、七〇〇円」に改め、同表副区長の項中「八八六、九
〇〇円」を「九〇五、五〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。

（説明）

江戸川区特別職報酬等審議会の答申に基づき、区長及び副区長の給料の月額及
び期末手当の年間支給月数を引き上げるほか、規定を整備する必要があるので、
本案を提出いたします。